

フルカラー複合機 仕様書

財産総合管理課

1. 契約件名 :フルカラー複合機の複写サービスに関する契約
- 2 契約期間 :令和7年10月1日 ～ 令和12年9月30日 (60月)
3. 納入期限 :令和7年9月30日
4. 設置場所 :宮崎県総務部 財産総合管理課(宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁本館1階)
5. 基本機能 :下記の条件を満たすもの

コピー	性能	フルカラー複合機
	解像度	読込600dpi×600dpi以上
	給紙段数	4段以上+手差しトレイ
	給紙容量	500枚×4セット以上+手差し100枚以上
	対応用紙サイズ	A3～B5、ハガキ
	カラー対応	フルカラー
	ウォームアップタイム	30秒以下
	ファーストコピータイム	モノクロ:5秒以下、カラー:6秒以下
	連続複写	A4ヨコで毎分45枚以上(モノクロ・カラーいずれも)
	複写倍率	25%～400%(1%きざみ)
	自動両面	あり
	自動両面原稿送り装置	あり(原稿収容可能枚数は100枚以上)
	両面原稿同時読込	あり
	排紙機能	排出先を2つ(インナー排出)に分けること
プリンター	コピーと同等の処理能力であること	
	対応プロトコル:TCP/IP対応	
	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T, USB3.0以上のインターフェースを有すること	
	Windows10以降のOSに対応していること	
FAX	宛先表の登録機能、ワンタッチボタン	
	誤送信機能があること	
	パソコンから直接送信できるダイレクトFAX機能があること	
	G3,加入電話回線/PBXに対応していること	
スキャナ	フルカラー対応のネットワークスキャナー機能を持つこと(最大A3まで)	
	スキャンデータは、職員のPCやサーバーの特定フォルダーに自動転送し、PDF/JPEG/TIFF形式で保存できること	
	SMB転送(Pushスキャン)、メール転送で職員のパソコンへ保存ができること	
	検索に便利なOCR処理(文字認識)やファイルサイズ容量を軽減する「高圧縮」「少数色圧縮」に対応したPDF変換できること	
環境対応	グリーン購入法に適合し、国際エネルギースタープログラム基準をみたし、エコマーク認定商品であること	
	TEC値は0.6kWh以下であること	
	節電機能を装備していること	
電源	最大消費電力1.5kw以下、AC100V15Aの1電源で使用が可能であること	
セキュリティ	コピー等の際のHDD内の原稿データをジョブ終了後に上書き消去できること、又は、SSDへのデータ書き込み時に暗号化できること	
その他	新品で、製品寿命が5年以上であること	

6. 設置

(1) 設置台数 1台

(2) その他

- ・概ね幅120cm奥行き80cm以内に設置可能であること。
- ・県庁LANへ接続し、職員がプリンター及びスキャナーとして使用できるよう、複合機の環境設定及び必要に応じて職員PCへのドライバー等インストール作業を実施すること。
- ・FAX回線に接続して使用できる状態にするとともに、既設機に設定されたFAX短縮ダイヤルを新設機にも設定すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項で必要と思われる作業については、担当者に相談・報告の上、受注者の責任において実施すること。

7. 保守及び消耗品等供給

(1) 保守業務の内容

- ・設置した複合機を常に良好な状態に保つため、ネットワークを介して機器の状態を監視し、機器に精通した保守要員により適切に保守できる体制をとっていること。
- ・保守には、感光体やトナー等消耗品の金額及び定期的な保守や故障時の修理、その他の部品代金を含むこと。

(2) 月間使用見込枚数(※積算基準枚数であり、この枚数を保証するものではない)

16,000枚

- | | |
|----------|---------|
| ・モノクロ | 12,000枚 |
| ・カラーコピー | 1,000枚 |
| ・カラープリント | 3,000枚 |

8. その他入札条件

- (1) 入札書は、消費税抜きの金額で作成すること。
- (2) 保守等及び消耗品等料については、上記7(2)の積算基準枚数により算出すること。
- (3) 「入札金額」欄は、賃借料と保守及び消耗品等料の合計(60月分)を記載すること。
- (4) 入札にあたっては、上記入札金額を比較し、最も低い価格で落札した者を落札者とする。
- (5) 保守及び消耗品等を請求する際のプリント枚数について、機械点検と調整のために使用したプリント及び故障等での不良プリント枚数相当として、モノクロ1%、カラー1%の相当枚数を控除することを条件とする。
- (6) 落札後、対象となる機種を令和7年9月30日までに納入すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。